

第六次国土利用計画 (全国計画) について

令和6年2月2日(金)

第69回岩手県国土利用計画審議会

国土利用計画の体系

目的

国土利用計画の策定、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図る。

国土利用計画

国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等について定める。

全国計画

都道府県計画

市町村計画

- ・ 都道府県計画は、全国計画を基本として策定する。（法第7条第2項）
- ・ 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは、都道府県計画を基本とする。（法第8条第2項）

※ 第六次国土利用計画（全国計画） 令和5年7月28日閣議決定

土地利用基本計画

都道府県の区域を対象として、当該地域の土地利用に関する諸計画を総合的に調整するとともに、土地取引に関して直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に、規制の基準として機能

土地取引の規制に関する措置、遊休土地に関する措置

第六次国土利用計画(全国計画)概要

1. 国土の利用に関する基本構想

◆国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

1. 人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

2. 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

3. 自然環境や景観等の悪化と新たな目標(カーボンニュートラル、30by30等)実現に向けた対応

1～3に共通する課題

4. デジタルの徹底活用

5. 多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決

◆国土利用の基本方針:「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」

①地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理

- 土地の利用・管理手法を定める地域管理構想の全国展開
- 所有者不明土地や空き家の利用の円滑化、適正な管理
- 荒廃農地の発生防止、利用
- 地域の持続性確保につながる産業集積のための土地利用転換など関連制度の弾力的活用や必要な見直し
- 重要土地等調査法に基づく調査等

②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理

- 気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進
- 災害ハザードエリアにおける開発抑制と居住誘導
- 水源かん養等に重要な役割を果たす森林の整備、保全
- 事前防災・事前復興の観点からの地域づくり

③健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理

- 保護地域の拡充、OECMの設定・管理促進による広域的な生態系ネットワークの形成
- グリーンインフラ、Eco-DRRなど自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解決
- カーボンニュートラルの実現に向けた地域共生型の再生可能エネルギー関連施設の立地誘導

④国土利用・管理DX

- 地理空間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル技術の徹底活用による国土利用・管理の効率化・高度化
- 効率的・効果的な国土管理を実現するため、各主体が所有するデータのオープン化、連携促進

⑤多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理

- 適切な利用・管理が行われていない土地の公共的管理の促進、利用拡大に向けた民の力の最大限の活用など官民連携の推進
- 多様な主体の参加や連携を促進するコーディネート機能の確保

2. 国土の利用区分ごとの規模の目標

	令和2年 (万ha)	令和15年 (万ha)	構成比(%)	
			2年	15年
農地	437	414※	11.6	11.0
森林	2,503	2,510	66.2	66.4
原野等	31	31	0.8	0.8
水面・河川・水路	135	135	3.6	3.6
道路	142	147	3.7	3.9
宅地	197	198	5.2	5.2
住宅地	120	119	3.2	3.2
工業用地	16	17	0.4	0.5
その他の宅地	61	61	1.6	1.6
その他	334	344	8.8	9.1
合計	3,780	3,780	100.0	100.0

※農地面積の数値は、食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)における令和12年の農地面積の見直しを暫定的に記載したものであり、今後、食料・農業・農村基本計画で新たに農地面積の見直しが必要となった場合、その令和15年に相当する数値をもって、この目標も変更されたものとみなす。その場合、農地面積の増減に合わせて、その他(荒廃農地等)の面積の目標が変更されたものとみなす。

◆地域類型別の基本方向

- 都市**
 - 中心部や生活拠点等への都市機能や居住の集約化
- 農山漁村**
 - 災害ハザードエリアの開発抑制とより安全な地域への居住誘導
 - 農用地の保全等による活性化
 - 保護地域とOECMによる広域的な生態系ネットワーク化の促進
- 自然維持地域**

◆利用区分別の基本方向

- 森林**
 - 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保
 - カーボンニュートラルの実現に向けた森林資源の循環利用
 - 健全な水循環の維持又は回復、生態系ネットワークの形成促進
 - 低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進
 - 農地**
 - 原野等**
 - 道路**
 - 宅地**
 - その他**
- 相互の有機的な関連性に留意

3. 必要な措置の概要

- グリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を保全・活用
- 地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換
- 災害リスクの高い地域の把握、公表、規制区域の指定促進
- 森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成
- 地域共生型の太陽光・バイオマス等の再生エネの面的導入
- 地域の状況に応じ、都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導
- 地域課題の解決に向けた市町村・地域管理構想の全国展開

○地域管理構想図の作成

市内の緑地の保全のイメージ
熱田神宮緑地保全地区(名古屋市)

地域管理構想の取組イメージ

- 積極的に維持・貴重な樹田・取壊防止のための管理が必要な森林
- 見守りなど必要最小限の管理
- 農利りなど手のかからない方法で管理・将来の活用に備えた農地

次期岩手県計画の改定スケジュール(予定)

現計画 : 2016年7月策定、2025年目標

新計画(予定) : 2025年度内策定、2035年目標

年度	時期	審議会及び特別委員会	内容
2024 (R6) 年度	冬頃	国土利用計画審議会	諮問、特別委員会設置
		第1回特別委員会	主要論点の整理
2025 (R7) 年度	春頃	第2回特別委員会	基本方針、骨子審議
	夏頃	第3回特別委員会	目標面積審議
	秋頃	第4回特別委員会	素案審議
		国土利用計画審議会	素案審議
	冬頃	国土利用計画審議会	答申